

- 2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

- 第11条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（作業員）

- 第12条 乙は善良な清掃管理者としての注意をもって議事堂の清掃を行い、甲の施設設備・器具及びその他の物件を損傷又は汚染しないよう注意する。万一故意又は重大な過失によって損害を与えたときはその損害を賠償する。
- 2 作業員の作業中の事故に対する賠償はすべて乙が負担し、甲は賠償の責任を負わない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

- 第13条 乙の責に帰すべき理由により、契約の履行が遅滞した場合において、遅滞日数及び遅滞作業の内容等に応じ、委託料に年●●%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
- 2 甲の責に帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年●●%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不十分と甲が認め、甲の指示にもかかわらず改善が見られないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

- 第15条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年●●%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第18条 清掃管理に必要な機械器具及び各種消耗品一切は乙の負担とする。但し、清掃に必要な水道及び電力は甲の負担とする。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする

令和8年 月 日

委託者(甲) 佐賀県佐賀市城内一丁目1番45号
佐賀県議会事務局
総務課長

受託者(乙)